

協議会だより

N0.59 (2014.3)

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

# 多面的機能支払の概要 (案)

I	多面的機能支払の概要	1
II	農地維持支払	2
III	資源向上支払	10
IV	交付単価	16

山口県農地・水・環境保全向上対策協議会

TEL 083-933-0755

内容は、「変更」になることがあります。

# I 多面的機能支払の概要

(単価表の単位：円/10a)

平成25年度まで

農地・水保全管理支払交付金 (282億円)

共同活動支援交付金

- 農地、水路等の資源の日常の管理と、農村環境の保全のための活動

※農地・水をH23までに実施した農用地又は向上活動支援取組地区は、75%単価を適用

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,800	1,200
草地	400	200

向上活動支援交付金

- 高度な農地・水の保全活動
  - 地域環境の保全に資する高度な保全活動

- 施設の長寿命化のための活動

- 農地周りの施設の長寿命化のための補修・更新等

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,000	600
草地	400	400

- 農地・水・環境保全組織の取組

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

平成26年度から

多面的機能支払交付金 (483億円)

農地維持支払交付金

【創設】

- 農地、水路、農道等の地域資源の基礎的保全活動  
〔農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等〕
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源保全管理構想の作成等

	都府県	北海道
田	3,000	2,300
畑	2,000	1,000
草地	250	130

- 地域資源の質的向上を図る共同活動

- 水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動
- 多面的機能の増進を図る活動

※農地・水をH23までに実施した農用地又は施設の長寿命化の取組地区は、75%単価を適用  
※「多面的機能の増進を図る活動」に直ちに取り組めない地区は、5/6を乗じた単価を適用

	都府県	北海道
田	2,400	1,920
畑	1,440	480
草地	240	120

【参考】

「農地維持支払」と「地域資源の質的向上を図る共同活動」に取り組む場合

	都府県	北海道
田	5,400	4,220
畑	3,440	1,480
草地	490	250

【農地・水支払を組替・名称変更】

資源向上支払交付金

- 施設の長寿命化のための活動

→現行制度と同

	都府県	北海道
田	4,400	3,400
畑	2,000	600
草地	400	400

- 農地・水・環境保全組織の取組

→現行制度と同

- 農地・水・環境保全組織の設立等：40万円/組織
- 地域資源保全プランの策定：50万円/組織

## Ⅱ 農地維持支払

### 1. 基本的考え方

#### 【背景・課題】

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受。
- しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要。

#### 【農地維持支払の基本的考え方】

- 農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援

- (1) 交付要件：農業者等で構成される組織を設立し、市町村と協定を締結・認定
  - ・農用地の適切な保全管理の実施
  - ・地域資源（農地、水路、農道等）の基礎的保全活動の実施
  - ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施
- (2) 交付単価：地目別（田、畑、草地）、地域別（都府県、北海道）に面積当たり単価を設定

地目	都府県	北海道
田	3,000 円/10a	2,300 円/10a
畑	2,000 円/10a	1,000 円/10a
草地	250 円/10a	130 円/10a

- (3) 交付対象：農業者のみで構成される組織、又は、農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成される組織
- (4) 対象農地：①農振農用地区域内の農用地  
②その他の農用地（地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地）
- (5) その他：①農地、水路、農道等が適切に保全管理されなかった場合、遡及返還  
②用途の弾力化（必須活動の実施を前提）
  - ・資源向上支払（地域資源の質的向上を図る活動）に活用可能

## 2. 交付対象組織・対象活動

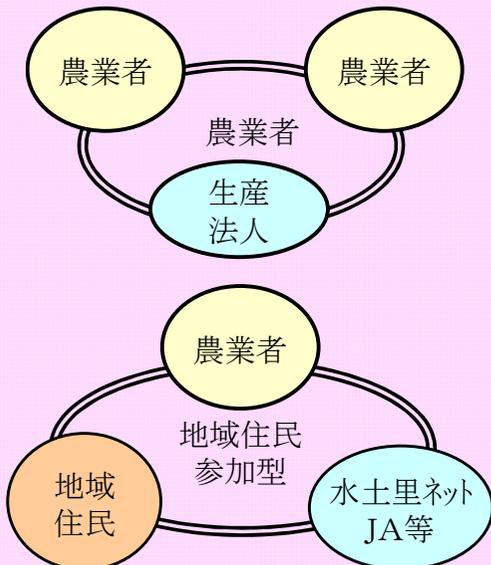
### ○ 交付対象組織

○ 農業者のみで構成される組織

又は

農業者及びその他の者  
(地域住民、団体など)  
で構成される組織

○ 資源向上支払と同組織での取組が可能(農地・水  
保全管理支払と同様の組  
織で取り組むことが可能)



### ○ 対象活動

#### ① 地域資源の基礎的保全活動

##### 点検・計画策定



施設点検

年度活動計画  
の策定

##### 実践活動



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

##### 研修



組織運営に関する研修



ため池の草刈り



農道の路面維持

#### ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・ 地域資源保全管理構想の作成

等

### 3. 「地域資源の基礎的保全活動」の対象活動

点検・計画策定	点検	<b>【農用地】</b> <input type="checkbox"/> 遊休農地等の発生状況の把握	<b>【水路(開水路、パイプライン)】</b> <input type="checkbox"/> 施設の点検	<b>【農道】</b> <input type="checkbox"/> 施設の点検	<b>【ため池(管理道路含む)】</b> <input type="checkbox"/> 施設の点検	
	年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/> 年度活動計画の策定				
実践活動	農用地	①遊休農地発生防止のための保全管理	<input type="checkbox"/> 遊休農地発生防止のための保全管理			
		②畦畔・農用地法面・防風林等の草刈り	<input type="checkbox"/> 畦畔・農用地法面等の草刈り	<input type="checkbox"/> 防風林の枝払い・下草の草刈り		
		③施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 鳥獣害防護柵の適正管理	<input type="checkbox"/> 防風ネットの適正管理		
		④異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り	<input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置		
	水路	①水路の草刈り	<input type="checkbox"/> 水路の草刈り	<input type="checkbox"/> ポンプ場、調整施設等の草刈り		
		②水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> 水路の泥上げ	<input type="checkbox"/> ポンプの給水槽等の泥上げ		
		③付帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の注油	<input type="checkbox"/> ゲート類等の保守管理	<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理	
		④異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り	<input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置		
	農道	①路肩・法面の草刈り	<input type="checkbox"/> 路肩・法面の草刈り			
		②側溝の泥上げ	<input type="checkbox"/> 側溝の泥上げ			
		③施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 農道の路面維持			
		④異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り	<input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置		
	ため池	①ため池の草刈り	<input type="checkbox"/> ため池の草刈り			
		②ため池の泥上げ	<input type="checkbox"/> ため池の泥上げ			
		③付帯施設の適正管理	<input type="checkbox"/> かんがい期前の施設の清掃・除塵	<input type="checkbox"/> 管理道路の管理	<input type="checkbox"/> 遮光施設の適正管理	<input type="checkbox"/> ゲート類の保守管理
		④異常気象時の対応	<input type="checkbox"/> 異常気象後の見回り	<input type="checkbox"/> 異常気象後の応急措置		
研修	事務・組織運営の研修	<input type="checkbox"/> 活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修				

協定に位置付けた農用地、施設について毎年度

1 協定期間以上

注) 下線の活動は、点検結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施

## 4. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

### (1) 基本的考え方

- 担い手農家への農地集積を加速化するためには、担い手に負担が集中していく農地の畦畔や水路等の管理を地域で支えることにより、規模拡大を後押しする環境を整備することが必要。
- また、過疎化・高齢化等の進行に対応し、地域資源を適切に保全管理するためには、地域ぐるみで取り組む保全管理の体制を強化していくことが必要。
- 市町村との協定の「活動計画書」に「構造変化に対応した保全管理の目標」を位置付け、それに即して、今後、地域で進めていくべき「地域ぐるみで取り組む保全管理の内容」と「その取組を推進するための活動」の実践を促し、担い手農家を含め地域内の協力・役割分担に基づく、適切な保全管理を推進。

#### ○「活動計画書」における「地域資源の適切な保全のための推進活動」の位置付け

##### I. 地区の概要

1. 活動期間（協定期間）
2. 保全管理する農用地、施設
3. 位置図

##### II. 構造変化に対応した保全管理の目標

##### III. 活動の計画

1. 地域資源の基礎的保全活動 ※項目毎に取組内容、実施時期を記載

- ①農用地・施設の点検、作業計画の策定
- ②農用地の保全管理、水路、農道、ため池の保全管理

2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ①地域ぐるみで取り組む保全管理の内容 ※今後、取り組むべき活動を記載
- ②①の取組を推進するための活動 ※取組方向、取組内容、実施時期を記載

## (2) 構造変化に対応した保全管理の目標

### II. 構造変化に対応した保全管理の目標

※チェック方式で選択（複数選択あり）

- ① 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。〔中心経営体型〕

※中心経営体は、「人・農地プラン」の「今後の地域の中心となる経営体」に相当する経営体

- ② 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。〔集落ぐるみ型〕

※多数の小規模農家、兼業農家等が参画する形での集落単位の営農と一体的或いは連携した取組を図る地域を想定

- ③ 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。〔地域外経営体連携型〕

※地域外の大規模経営体等の入り作者と地域内の農業者等との連携を図る地域を想定

- ④ 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。〔集落間・広域連携型〕

※活力ある周辺集落との連携、複数集落で個々の集落を広域的に支え合う体制の構築を図る地域を想定

- ⑤ 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。〔多様な参画・連携型〕

※資源向上支払で多様な主体の参画による保全管理を進める地域、NPO法人や企業等との連携により農業生産の継続を図る地域等を想定

- ⑥ その他（ ）

### (3) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

① 今後、地域資源の適切な保全管理を図っていくため、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を明らかにします。

#### 地域ぐるみで取り組む保全管理の内容

- 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
- 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
- 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
- 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理
- その他 ( 例：景観保全に資する地域ぐるみで行う農用地・施設の管理  
農地集積や水田フル活用に対応した農業用水の適正管理 等 )

#### 適切な保全管理を図るための推進活動

② どの様に取り組を進めていくか明らかにします。

#### 取組方向

- 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- 入り作農家等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
- 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
- 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
- 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
- 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
- その他 ( )

③ 取組を進めるために具体的に行動を起こしましょう！

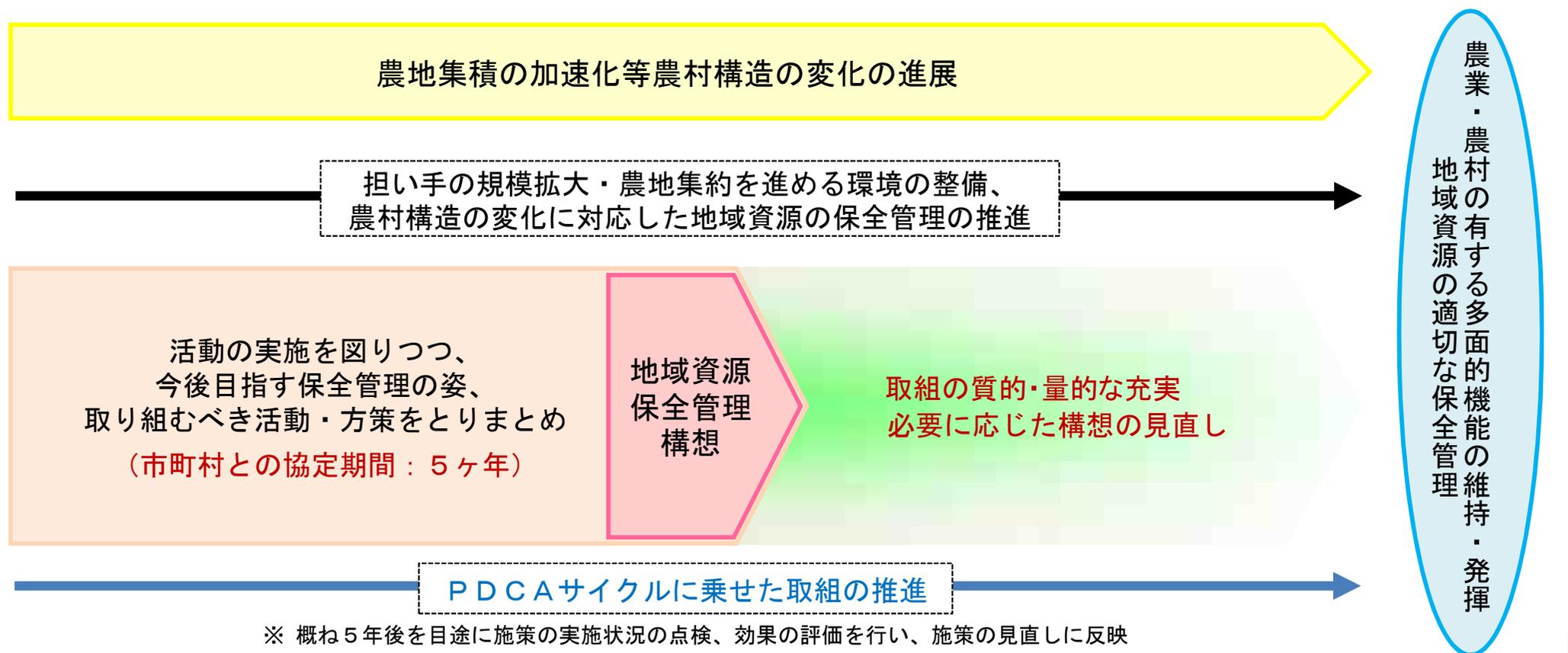
#### 取組内容

- 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 不在村地主との連絡体制の整備・調整、それに必要な調査
- 地域住民等（集落外の住民・組織等含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会
- 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- その他 ( 例：地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携を図る活動 等 )

## (4) 「地域資源保全管理構想」の作成

- 「地域資源保全管理構想」は、地域資源の適切な保全管理に向けて、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図っていく仕組みとして導入。
- 今後の農地集積の加速化等農村の構造変化の進展に対応して、**地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動・方策をとりまとめ。**
- その構想に基づき、今後取り組むべき活動・方策の実践を図りつつ、更にPDCAサイクルに乗せて、取組や構想を見直し・充実し、地域資源の適切な資源管理に向けた取組を促す。

### ○地域資源の適切な保全管理の推進イメージ



## 「地域資源保全管理構想」の記載内容（5年後を目途に作成）

### 1. 地域で保全していく農用地及び施設 ※対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置を記載

- (1) 農用地
- (2) 水路、農道、ため池
- (3) その他施設等（鳥獣害防止施設、防風林等）

### 2. 地域の共同活動で行う保全管理活動 ※対象とする範囲、活動の内容を記載

- (1) 農用地について行う活動
- (2) 水路、農道、ため池について行う活動
- (3) その他施設等について行う活動

### 3. 地域の共同活動の実施体制 ※担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民の参画等を記載

- (1) 組織の構成員、意思決定方法
- (2) 構成員の役割分担
  - ①農用地について行う活動
  - ②水路、農道、ため池について行う活動
  - ③その他施設等について行う活動

### 4. 地域農業の担い手の育成・確保 ※人・農地プラン等を基に、担い手、農地集積の現状及び目標を記載

- (1) 担い手の育成・確保
- (2) 農地の利用集積

### 5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

※今後、5ヶ年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策を記載

（取り組むべき活動・方策の例）

- ・ 組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・ 農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・ 地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・ 地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・ 保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

# Ⅲ 資源向上支払

## 1. 基本的考え方

### 1. 「地域資源の質的向上を図る共同活動」への支援

○ 地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援

(1) 交付要件：非農業者を含めた組織を設立し、市町村と協定を締結・認定

・ 施設の軽微な補修の実施

（協定に位置付けた全ての施設等について必要な取組を毎年実施：機能診断結果に基づき実施の必要性を判断）

・ 農村環境保全活動の実施

（取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマの計画策定、啓発・普及及び実践活動をそれぞれ実施）

・ 多面的機能の増進を図る活動の実施

※農地維持支払による取組を行っている組織（同様の取組を行っている組織を含む）を対象

(2) 交付単価：地目別（田、畑、草地）、地域別（都府県、北海道）に面積当たり単価を設定

地目	都府県	北海道
田	2,400 円/10a	1,920 円/10a
畑	1,440 円/10a	480 円/10a
草地	240 円/10a	120 円/10a

※農地・水をH23までに実施した農用地又は施設の長寿命化の取組地区は、75%単価を適用  
※多面的機能の増進を図る活動に直ちに取組めない地区は、5/6を乗じた単価を適用

(3) 交付対象：非農業者を含めた組織（現行の農地・水保全管理支払と同様の組織）

(4) 対象農地：農振農用地区域内の農用地

### 2. 「施設の長寿命化のための活動」への支援

○ 農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の共同活動を支援。

(1) 交付要件：

(2) 交付単価：

(3) 交付対象：

(4) 対象農地：

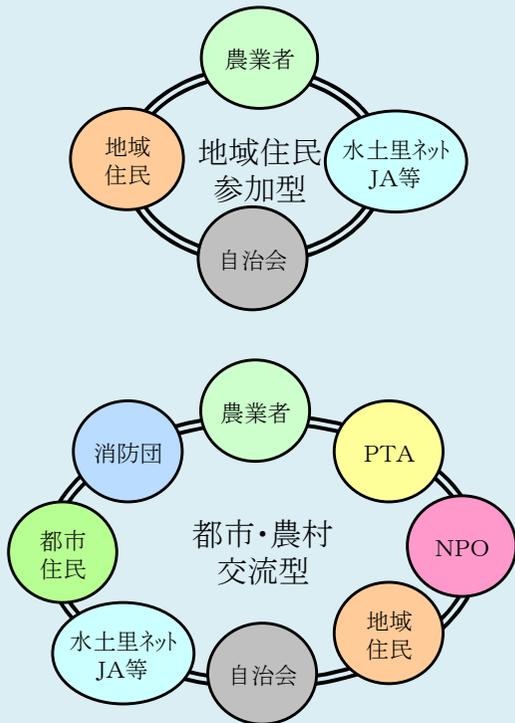
現行の農地・水支払の「施設の長寿命化のための活動」への支援と同等の支援

※農地維持支払による取組を行っている組織（同様の取組を行っている組織を含む）を対象

## 2. 交付対象組織・対象活動

### ○ 交付対象組織

- 地域住民を含む組織
- 農地・水保全管理支払と同様の組織（農地・水環境保全組織を含む）で取組が可能



### ○ 対象活動

#### (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

##### ① 施設の軽微な補修

###### 機能診断



施設の機能診断

###### 実践活動



水路のひび割れ補修

##### ② 農村環境保全活動

###### 啓発・普及



生き物調査による啓発

###### 実践活動



植栽活動

##### ③ 多面的機能の増進を図る活動

###### 防災・減災力の強化



田んぼダム（田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。一時的に水を貯め、洪水被害を軽減）

###### 農村環境保全活動の幅広い展開



水田魚道の設置

#### (2) 施設の長寿命化のための活動



老朽化した水路壁のコーティング



未舗装の農道をアスファルトで舗装

### 3. 「地域資源の質的向上を図る共同活動」の対象活動（1 / 2）

施設の軽微な補修	機能診断・計画策定	機能診断		【農用地、水路（開水路、パイプライン）、農道、ため池（管理道路含む）】 □施設の機能診断 □診断結果の記録管理
		年度活動計画の策定		□年度活動計画の策定
	農用地	①畦畔・農用地法面等	□農用地法面の初期補修 □畦畔の再構築	
		②施設	□暗渠施設の清掃 □農用地の除れき □鳥獣害防護柵の補修・設置 □防風ネットの補修 □きめ細やかな雑草対策	
	水路	①水路	□水路側壁のはらみ修正 □目地詰め □表面劣化に対するコーティング等 □不同沈下に対する早期対応 □側壁の裏込材の充填、水路畦畔の補修 □水路に付着した藻等の除去 □水路法面の初期補修 □破損施設の補修 □パイプ内の清掃 □きめ細やかな雑草対策	
		②附帯施設	□給水栓ボックス基礎部の補強 □破損施設の補修 □給水栓に対する凍結防止対策 □空気弁等への腐食防止剤の塗布等	
	農道	①農道	□路肩、法面の初期補修 □軌道等の運搬施設の補修 □破損施設の補修 □きめ細やかな雑草対策	
		②附帯施設	□側溝の目地詰め □側溝の不同沈下への早期対応 □側溝の裏込材の充填 □破損施設の補修	
	ため池	①堤体	□遮水シートの補修 □コンクリート建造物の目地詰め □コンクリート建造物の表面劣化への対応 □堤体侵食の早期補修 □破損施設の補修 □きめ細やかな雑草対策	
		②附帯施設	□破損施設の補修	
研修	機能診断・補修技術等の研修		□活動組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 □老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 □農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	

協定に位置付けた農用地、施設について毎年度

協定に位置付けた全ての施設等について必要な取組を毎年度※

1 協定期間以上

※ 機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施

### 3. 「地域資源の質的向上を図る共同活動」の対象活動（2 / 2）

農村環境保全活動	計画策定	生態系保全	<input type="checkbox"/> 生物多様性保全計画の策定
		水質保全	<input type="checkbox"/> 水質保全計画の策定 <input type="checkbox"/> 農地の保全に係る計画の策定
		景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 景観形成・生活環境保全計画の策定
		水田貯留機能増進・地下水かん養	<input type="checkbox"/> 水田貯留機能増進に係る地域計画の策定 <input type="checkbox"/> 地下水かん養に係る地域計画の策定
		資源循環	<input type="checkbox"/> 資源循環に係る地域計画の策定
	啓発・普及	<p>【広報活動（パンフレット等の作成・頒布、看板設置等）、啓発活動（有識者の指導、勉強会等）】</p> <input type="checkbox"/> 広報活動 <input type="checkbox"/> 啓発活動 【地域住民との交流活動、学校教育、行政機関等との連携】 <input type="checkbox"/> 地域住民等との交流活動 <input type="checkbox"/> 学校教育等との連携 <input type="checkbox"/> 行政機関等との連携 【地域内の規制等の取り決め】 <input type="checkbox"/> 地域内の規制等の取り決め	
	実践活動	生態系保全	<input type="checkbox"/> 生物の生息状況の把握 <input type="checkbox"/> 生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水田を活用した生息環境の提供 <input type="checkbox"/> 生物の生活史を考慮した適正管理 <input type="checkbox"/> 放流・植栽を通じた在来生物の育成 <input type="checkbox"/> 外来種の駆除 <input type="checkbox"/> 希少種の監視
		水質保全	<input type="checkbox"/> 水質保全を考慮した施設の適正管理 <input type="checkbox"/> 水田からの排水（濁水）管理 <input type="checkbox"/> 循環かんがいの実施 <input type="checkbox"/> 非かんがい期における通水 <input type="checkbox"/> 水質モニタリングの実施・記録管理 <input type="checkbox"/> 排水路沿いの林地帯等の適正管理 <input type="checkbox"/> 沈砂池の適正管理 <input type="checkbox"/> 土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 <input type="checkbox"/> 管理作業の省力化による水資源の保全
		景観形成・生活環境保全	<input type="checkbox"/> 農業用水の地域用水としての利用・管理 <input type="checkbox"/> 景観形成のための施設への植栽等 <input type="checkbox"/> 農用地等を活用した景観形成活動 <input type="checkbox"/> 伝統的施設や農法の保全・実施 <input type="checkbox"/> 農用地から風塵の防止活動 <input type="checkbox"/> 施設等の定期的な巡回点検・清掃
		水田貯留機能増進・地下水かん養	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水田の地下水かん養機能向上活動 <input type="checkbox"/> 水源かん養林の保全
資源循環		<input type="checkbox"/> 地域資源の活用・資源循環のための活動	

取組テーマを選択し、毎年度

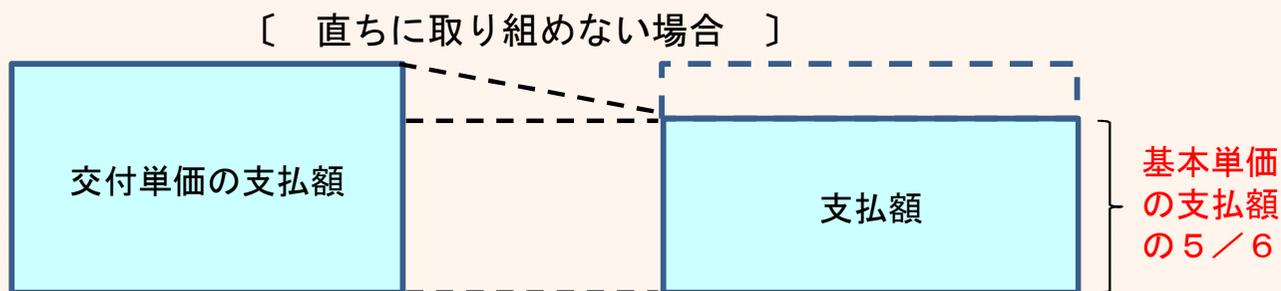
## 4. 「多面的機能の増進を図る活動」への支援

### (1) 基本的考え方

- 地域の創意工夫に基づいた多面的機能の増進を図る活動を市町村との協定に位置付け、支援。
- 多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない地区については、交付単価に5/6を乗じて交付。

#### [ 支援の基本的考え方 ]

- ①地域の創意工夫ややる気を引き出し、地域共同の取組を促進
- ②直ちに取り組めない地区については、「資源の質的向上を図る共同活動」に係る交付単価に5/6を乗じた単価で支払



#### [ 支援対象とする活動項目 ]

- ① 遊休農地の有効活用
- ② 農地周りの共同活動の強化
- ③ 地域住民による直営施工
- ④ 防災・減災力の強化
- ⑤ 農村環境保全活動の幅広い展開
- ⑥ 医療・福祉との連携
- ⑦ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- ⑧ 都道府県、市町村が特に認める活動

## (2) 「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目とその具体的内容

- **地域ぐるみの取組の質を高め、地域の知恵や努力に基づく取組を促進・発展させる観点から、次の活動を支援対象とする。**

### 〔 支援対象とする活動とその具体的内容 〕

支援対象とする活動	支援対象とする活動の具体的内容	増進に寄与する多面的機能
①遊休農地の有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、 <b>遊休農地の有効活用のための活動</b>	国土保全、水源のかん養
②農地周りの共同活動の強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、 <b>農地利用や地域環境の改善のための活動</b>	国土保全、水源のかん養
③地域住民による直営施工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための免許取得や技術習得等、 <b>地域住民が参加した直営施工による活動</b>	国土保全、水源のかん養 自然環境の保全、景観形成
④防災・減災力の強化	・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、 <b>地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動</b>	国土保全
⑤農村環境保全活動の幅広い展開	・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、 <b>農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動及び高度な保全活動</b> (農村環境保全活動を2テーマ以上選定する活動組織を対象) (現行の向上活動支援交付金の「高度な農地・水の保全活動」への支援を含めて対象)	自然環境の保全、景観形成 保健休養
⑥医療・福祉との連携	・地域の医療・福祉施設等と連携した、高齢者や障害者の農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、 <b>地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動</b>	保健休養
⑦農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する伝統行事の継承等、 <b>文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動</b>	文化の伝承
⑧都道府県、市町村が特に認める活動	・ <b>地域の特性や課題に応じて、農業の多面的機能の増進に寄与する活動として、特に促進が必要と認める活動</b> (例：公共用水域の水質保全、希少な野生生物の保護等)	

# IV 交付単価

## 【都府県】

(円/10a)

	田				畑				草地			
	① 農地維持 支払	② 資源向上 支払 (共同活動)	③ 資源向上 支払 (長寿命化)	計	① 農地維持 支払	② 資源向上 支払 (共同活動)	③ 資源向上 支払 (長寿命化)	計	① 農地維持 支払	② 資源向上 支払 (共同活動)	③ 資源向上 支払 (長寿命化)	計
交付単価 A	3,000	2,400	4,400	-	2,000	1,440	2,000	-	250	240	400	-
①のみに取り組む 場合	3,000	-	-	3,000	2,000	-	-	2,000	250	-	-	250
①と②に取り組む 場合	3,000	2,400 (2,000)	-	5,400 (5,000)	2,000	1,440 (1,200)	-	3,440 (3,200)	250	240 (200)	-	490 (450)
5年以上継続 地区の場合	3,000	1,800 (1,500)	-	4,800 (4,500)	2,000	1,080 (900)	-	3,080 (2,900)	250	180 (150)	-	430 (400)
①、②及び③に取り 組む場合	3,000	1,800 (1,500)	4,400	9,200 (8,900)	2,000	1,080 (900)	2,000	5,080 (4,900)	250	180 (150)	400	830 (800)

※：資源向上支払(共同活動)の単価は、

ア 農地・水をH23までに実施した農用地又は施設の長寿命化のための対策に取り組む地区では、交付単価Aの75%となる。

イ 「多面的機能の増進を図る活動」に直ちに取り組めない地区では、通常の単価の5/6となり、( )内の単価が適用される。